

議案第 8 7 号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 2 3 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成 1 9 年
さいたま市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、妊婦に係る健康診査に要する費用及び乳幼児・児童に係る医療費等の助成を行うことにより、妊婦の健康の増進及び乳幼児・児童の健やかな育成を図り、もって次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>乳幼児・児童</u> 市内に住所を有する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、妊婦に係る健康診査に要する費用並びに乳幼児及び児童に係る医療費等の助成を行うことにより、妊婦の健康の増進並びに乳幼児及び児童の健やかな育成を図り、もって次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>乳幼児</u> 市内に住所を有する 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 8 条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。）で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p>

であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア～エ [略]

(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳幼児・児童を現に監護しているもの

(4) [略]

(5) [略]

(6) 一部負担金 乳幼児・児童に係る医療費のうち、医療保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）が負担すべきもの

(7) 子育て支援医療費 一部負担金及び乳幼児・児童に係る食事療養に要する費用

(8) [略]

（子育て支援医療費助成金の支給）

第6条 市長は、受給資格者に対し、子育て支援医療費に係る助成金（以下「子育て支援医療費助成金」という。）として、一部負担金の額に、当該医療に伴う健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を加算した額を支給するものとする。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、子育て支援医療費について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、子育て支援医療費助成金を支給しない。

（受給資格の登録）

ア～エ [略]

(3) 児童 市内に住所を有する学校教育法第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者（乳幼児を除く。）で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、前号アからエまでのいずれかに該当する者を除く。

(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児又は児童を現に監護しているもの

(5) [略]

(6) [略]

(7) 一部負担金 乳幼児又は児童に係る医療費のうち、医療保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）が負担すべきもの

(8) 子育て支援医療費 一部負担金（児童にあっては、入院に係るものに限る。）及び乳幼児又は児童に係る食事療養に要する費用

(9) [略]

（子育て支援医療費助成金の支給）

第6条 市長は、受給資格者に対し、子育て支援医療費に係る助成金（以下「子育て支援医療費助成金」という。）として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 乳幼児 通院及び入院に係る一部負担金の額に、当該医療に伴う健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額（次号において「食事療養標準負担額」という。）の2分の1に相当する額を加算した額

(2) 児童 入院に係る一部負担金の額に、当該医療に伴う食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を加算した額

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金及び食事療養に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、子育て支援医療費助成金を支給しない。

（受給資格の登録）

第7条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項に規定する受給資格者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付するものとする。

(子育て支援医療費助成金の支給の方法)

第8条 [略]

2 市長は、前項の支給の申請があった場合は、規則で定めるところにより、その内容を審査し、適当であると認めるときは、受給資格者に対し、第6条第1項の額を支給するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、乳幼児・児童が市長の認める医療機関等において受給資格証を提示して医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、子育て支援医療費助成金を当該医療機関等に対し支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し、子育て支援医療費助成金の支給があったものとみなす。

第7条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項に規定する受給資格者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付するものとする。ただし、児童に係る受給資格者については、この限りでない。

(子育て支援医療費助成金の支給の方法)

第8条 [略]

2 市長は、前項の支給の申請があった場合は、規則で定めるところにより、その内容を審査し、適当であると認めるときは、受給資格者に対し、第6条第1項第1号又は第2号の額を支給するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、乳幼児が市長の認める医療機関等において受給資格証を提示して医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、子育て支援医療費助成金を当該医療機関等に対し支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し、乳幼児に係る子育て支援医療費助成金の支給があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る子育て支援医療費助成金の支給について適用し、同日前の診療に係る子育て支援医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

3 さいたま市心身障害者医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第168号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例(平成19年さいたま市条例第53号)による子育て支援医療費助成金の支給を現に受けている受給資格者が監護する乳幼児・児童</p> <p>イ～コ [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例(平成19年さいたま市条例第53号)による子育て支援医療費助成金の支給を現に受けている受給資格者が監護する乳幼児又は児童</p> <p>イ～コ [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

4 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第180号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例(平成19年さいたま市条例第53号)による子育て支援医療費助成金の支給を現に受けている受給資格者が監護す</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例(平成19年さいたま市条例第53号)による子育て支援医療費助成金の支給を現に受けている受給資格者が監護す</u></p>

る乳幼児・児童

る乳幼児又は児童